

官民競争入札等監理委員会  
第328回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第328回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和7年10月7日（火）16:30～17:30  
場 所：永田町合同庁舎1階・第1共用会議室

### 1. 開 会

### 2. 実施要項（案）について

- （独）国立美術館／京都国立近代美術館来館者応対業務
- （独）国立美術館／国立新美術館アートライブラリー運営業務
- 国土交通省／建設事業予算執行管理システムの運用管理及び保守等業務

### 3. 報告について

- （独）労働者健康安全機構／（独）労働者健康安全機構の「職場のあんぜんサイト」の運用による職場の安全衛生情報の周知・意識啓発業務

### 4. 「令和7年度 事業選定方針及びプロセスについて（案）」について【非公開】

### 5. 閉 会

<出席者>

(委 員)

石田委員長、石川委員、大見委員、岡本委員、小尾委員、川澤委員、  
近藤委員、辻委員、中川委員長代理、中島委員、前田委員

(事務局)

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○石田委員長 定刻となりました。第328回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

まず初めに、7月1日付で吉田事務局長と谷口参事官が着任されましたので、御挨拶をお願いいたします。

○吉田事務局長 着座にて失礼いたします。7月1日付で、事務局長に着任いたしました吉田でございます。委員の先生方の御議論、一生懸命バックアップしつつ、円滑な対応、それから御議論の促進に努めたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○谷口参事官 同じく7月1日付で大上の後任として参事官に着任いたしました谷口と申します。至らぬ点、多々あるかと存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○石田委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、本日は、議事次第のとおり、2から4について御議論いただきます。

このうち、議題4につきましては、御審議いただく内容が総務省における検討段階のものであること、また、率直かつ自由に御意見を交換していただく観点から、官民競争入札等監理委員会運営規則第5条の規定に基づき、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。

それでは、議事次第2の「実施要項（案）」について、御審議をいただきたいと思います。

実施要項（案）については、事業主体からの説明に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。

小委員会Aの2件、「独立行政法人国立美術館／京都国立近代美術館来館者応対業務」、「独立行政法人国立美術館／国立新美術館アートライブラリー運営業務」について、主査の中川委員より、御説明をお願いいたします。

○中川委員長代理 中川です。御説明申し上げます。

京都国立近代美術館来館者応対業務の民間競争入札実施要項（案）について、資料1-1 「入札監理小委員会における審議結果報告」に従いまして御報告いたします。

本事業は、京都市左京区にございます独立行政法人国立美術館／京都国立近代美術館において、館内の安全・秩序維持を図り、美術作品の保護や事故防止に努めて、来館者に快適に御利用いただくことを目的として、美術館業務のうち、全体の統括業務のほか、入館対応業務、展示室での監視業務、内覧会や講演会等のイベントの運営補助業務、施設の警備業務を実施するものでございます。

事業期間は令和8年4月から令和11年3月の3年間、本期が市場化テストの第1期目でございます。

選定の経緯につきましては、1者応札により競争性に課題があるとして、令和5年7月4日の閣議決定にて選定されております。

小委員会での御審議においては、市場化テストの実施に際して行った取組を踏まえ、入札参加要件の緩和や情報開示の充実、仕様の明確化など、新規事業者の参入の視点から御議論いただいております。

具体的には、実施要項（案）の審議結果にございますように、従来の実施状況に関する情報の開示として、実施に要した経費や人員について、より詳細な業務ごとの情報が開示できないかと検討を実施機関に求めました。その結果、経費や人員について、統括管理業務や警備業務など区分できる業務内容に応じて詳細を記載していただきました。

また、個別業務仕様書の入館対応業務における外国語を話す来館者対応について、特に英語が堪能な者のレベルとして、TOEICや英検の具体的な基準は、生成AIが進歩する中で自動翻訳機器等の活用を認めた要件があるので不要ではないかと検討を実施機関に求め、仕様書の注意事項を修正いただきました。

続いて、国立新美術館アートライブラリー運営業務の民間競争入札実施要項（案）について、資料2－1「入札監理小委員会における審議結果報告」に従いまして御報告いたします。

本事業は、東京都港区六本木にございます独立行政法人国立美術館／国立新美術館において、館内に設置された美術に関する専門図書室アートライブラリーにおいて、美術資料の受入れ・登録・保存、閲覧、書架・書庫管理等業務を実施するものでございます。

事業期間は令和8年4月から令和11年3月の3年間、本期が市場化テストの第1期目でございます。

選定の経緯につきましては、1者応札により競争性に課題があるとして、令和5年7月4日の閣議決定にて選定されております。

小委員会での御審議においては、市場化テストの実施に際して行った取組を踏まえ、運営業務の質の設定や仕様の明確化など、新規事業者の参入の視点から御議論いただいております。

具体的には、実施要項（案）の審議結果に記載がございますように、サービスの質の設定について、高過ぎる要求水準となっていないか、見直しの検討を実施機関に求めました。その結果、評価指標を「明らかな又は重大な業務上の瑕疵による」ものに修正していただきました。

また、契約解除に伴う措置について、保全に要する費用や原状回復に要する費用の負担が、落札者にとって過度の負担を強いることになるのではないかとの検討を実施機関に求めました。その結果、落札者の責めにより契約解除となった場合のみ落札者が負担することに修正していただきました。

このほか、両事業ともに実施要項（案）の分かりづらい表記など修正の御意見をいただき、これらについても実施機関で御検討いただいたことから、競争性の確保に向けて、よりよい実施要項（案）に見直されたものと考えております。

私からの御報告は以上でございます。

○石田委員長　ありがとうございました。

では、ただいま説明がありました内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いします。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

まず、京都の国立近代美術館のほうでございます。資料1－1でございます。念のためのお伺いなのですけれども、これはたしか昔、上野にある美術館か何かで、美術品はとてもセンシティブなので、室温とか、それから湿度ですね。それを厳格に管理しなきゃいけないので、なかなか受託者がいないとかという案件があったと記憶しております。本件は、そういうものは一切なくて、単に来館者に対応なさる、特段、美術品の管理とか難しそうなものは一切ないという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局 事務局からお答えいたします。

辻委員がおっしゃったとおり、今回は、警備業務、それから館内の応対業務、これに限ってございます。

以上でございます。

○辻委員 分かりました。ありがとうございます。となると、応札者が1者応札が続いている原因というのは、その辺りの業務の内容を誤解されたわけじゃなくて、純粹に、先ほど御説明を賜った英会話のレベルとか、そのような部分だけが参入障壁になっていたということなのでしょうか。いかがでしょうか。

○事務局 事務局からお答えいたします。

辻委員おっしゃったような内容でございます。特に資料のA－2、一番下の欄になりますけれども、こちらに、これまでなぜ入札をしなかったというようなことを実際に入札説明書や要領等を取りに来た事業者に聞いたところ、やはり準備期間が足りないというようなことで、業務内容は十分理解した上で、準備期間が足りない、あるいは条件が合わないという理由で参入がなかったということでございます。

以上でございます。

○辻委員 分かりました。今回、準備期間がたしか22日間から40日間、2倍程度になっていますので、分かりました。ありがとうございました。

あともう一点、後半部分、よろしいでしょうかね。アートライブラリーについて、よろしいですか。

○石田委員長 どうぞ、お願いします。

○辻委員 今度、資料2－1のほうでございます。これ、全く初めて手を挙げる人目線でこの資料を拝見していて、そのときに、この「国立新美術館アートライブラリー運営業務」というタイトルを見た瞬間に、これはこの美術館のアート、美術品をしっかりとまた管理する仕事なのかなと一瞬思ってしまいました。しっかり読んでいくと、どうやらこれは通常の図書館業務と変わりないのかなと思ったのですが、それで理解は合っているでしょうか。

○谷口参事官 事務局からお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、図書館業務でございますが、その扱う図書が美術の専門図書で

あるということでございます。

○辻委員 ありがとうございます。現行の受託者もお名前が、何だったかな。そんなに専門的ではないと、すみません、僕、偏見でございますけれども、現行の受託者もそのような方々ではないのかなと思ったので、ひょっとするとこれ、現在、図書館の民間委託は広く進んでいますので、何か工夫をすればもっと、1者応札ではなくなるのかもしれないと思ったところでございます。1つ御提案でして、ただ、この御提案は従前受け入れられなかつた記憶もあるのですが、この事業の名称を、美術館アートライブラリー運営業務ではなくて、端的に美術館図書室運営業務というふうにしたらすごく分かりやすくて、図書館業務の受託をなさっているいろんな会社も、ぱっと見て、うちでできると思うのじやないかなとも思ったのですが、その辺り、いかがでしょうか。

○事務局 事務局からお答えいたします。

こちら、図書館の名称がアートライブラリーというような名称、固有名詞といいますか、になっているので、ちょっと実施機関の御意向もあって、アートライブラリーというような契約名になってございます。

○辻委員 なるほど。分かりました。御提案ですけど、美術館図書室（「アートライブラリー」）とかとやると、一応、実施機関がこの固有名詞を出したいという要請と、それから、全く知らない会社が、ああ、ここは図書室業務なんだなど分かるという点で調和できるかもしれませんので、御検討いただければと思いました。

すみません。以上でございます。

○事務局 ありがとうございました。

○石田委員長 ほかに御意見、御質問のある委員の先生方、いらっしゃいますか。

○岡本委員 岡本ですけれども、よろしいでしょうか。

○石田委員長 はい、お願いいいたします。

○岡本委員 小委員会の席上で申し上げればよかったです、アートライブラリーのページの56分の17です。そこで、⑯不可抗力免責・危険負担という項目がございまして、そこに書いてある表現が気になりました。と申しますのは、ここに「新美術館及び落札者の責に帰すことのできない事由により」云々云々、「落札者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払いを請求することができない」と書いてあるのですが、これを読みますと、落札者の責めに帰すことのできない事由による場合においても落札者が代金の支払いを請求できないというふうに読めますよね。これは落札者に酷ではないのでしょうかという疑問が生じました。いかがでしょうか。どういう理由からこのような記述になっているのか、御説明いただければ納得できると思います。

○石田委員長 56分の17の⑯の不可抗力免責・危険負担です。

○岡本委員 ⑯です。

○事務局 ありがとうございます。

こちら、恐らく標準例を基に記載している項目でございまして、確認をさせていただき

ます。

○岡本委員 そうすると、標準例のほうに私は疑問を呈しているということになるかと思うのですけど、この3行を読むと、何か落札者にとって酷なことのように思えるのですが、その辺り教えていただければ結構です。

○石田委員長 普通に読むと、責めに帰す事由だったら分かるけれど、帰すことのできないというのはおかしいのではないかという御質問ですので、ちょっとそれは標準例も含めて確認していただくということでよろしいですか。

○岡本委員 そうです。

○石田委員長 では、そのようによろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございます。

○岡本委員 それで結構です。ちなみに、もう一つの国立近代美術館のほうにはそのような記述がないですね。ですので、併せて疑問に思いました。

以上です。

○石田委員長 御質問ありがとうございました。

そのほかに御質問、御意見のおありの先生方、いらっしゃいますか。よろしいですか。

では、お願ひいたします、中島委員。

○中島委員 両件とも基本的に多くの方が参入できるような工夫をなさっていると私には理解ができますので、基本こういう方向でまとめていただいたら私としても賛同したいと思っております。

○石田委員長 御発言ありがとうございました。

そのほかはよろしいですか。

それでは、これまでとさせていただきます。国立新美術館アートライブラリー運営業務につきましては、先ほど岡本委員からの御指摘がありました56分の17の⑯ですね。少し内容について御確認していただくということで、よろしくお願ひいたします。

それでは、今後、これを確認の上、監理委員会として、異存はないということにしたいと思います。

確認の進め方等今後の取扱いについては、私に一任いただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石田委員長 ありがとうございます。

では、次に、小委員会Bの1件、「国土交通省／建設事業予算執行管理システムの運用管理及び保守等業務」について、主査の川澤委員より説明をお願いいたします。

○川澤委員 それでは、資料3-1、審議結果報告に基づきまして御報告を申し上げます。

まず、本事業の概要でございますが、国土交通省関東地方整備局の建設事業予算執行管理システム、CAMS IIと申しますが、こちらのシステムの運用保守等業務でございます。こちらのCAMS IIにつきましては、令和3年度に政府共通プラットフォームからクラウ

ドサービスに移行し、令和4年2月よりクラウドサービス上で稼働しております。

事業期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までです。

選定の経緯といたしましては、競争性の確保に課題がある1者応札であるとして、令和5年7月4日閣議決定において選定されております。今期が市場化テスト第1期目でございます。

市場化テストの実施に際しましては、幾つかの修正、見直しを行っていただきました。1つ目として、契約期間の複数年化、3年間への複数年化がございました。また、公告期間の延長、引継ぎ期間の確保、続いてのページ、情報開示の充実、仕様の明確化、質の維持向上といたしまして、ヘルプデスク満足度アンケートを実施することとしてくださいました。

これを踏まえまして、入札小委員会で審議を行いまして、幾つかの論点がございました。

まず、1つ目としましては、引継ぎについてでございます。こちらにつきましては、発注者が仲介に立ち、発注者の責任でクラウドサービスを引き継ぐべきではないかという御意見がございまして、国土交通省での対応といたしましては、きちんと地方整備局が受注者に対して必要な措置を講じるということで御対応いただきました。

また、2つ目の論点としまして、技術点の配点につきまして、既存の事業者がかなり有利な配分となっているのではないかということにつきましては、業務理解度の配点を下げて、配点を見直していただきました。

そのほか幾つかの論点がございましたが、小委員会での議論を踏まえ、修正の御対応をいただいたと理解しております。

また、3ページ最後でございますけれども、パブリックコメントにつきましても、1者から4件の仕様の明確化等に関する御意見がありまして、必要な対応を行っていただきました。

報告は以上となります。

○石田委員長 ありがとうございました。

では、ただいま説明がありました内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

○岡本委員 よろしいでしょうか。

○石田委員長 岡本委員、お願いいいたします。

○岡本委員 3点ございます。

まず、165分の8ページ、5)保守業務、①障害対応、1番目のポツで障害時の一次切り分けの記載がありますけれども、そこで、そこの記載内容として、「これを超過する障害件数については、別途精算する」と書いてあるのですが、この別途精算するというのは具体的にどういうことになるのかということを明記はできないものなのでしょうかという質問です。このような別途精算するという規定は、この要項（案）のほかの箇所にも結構ございますので、どういうふうに精算するのかということが明記できないのかどうかとい

う質問をさせていただきました。

○杉田企画官

この別途精査のところですけれども、国土交通省に確認したところ、設計額は公表しないこととなっているので、実施要項には記載しないということでした。別途精算が生じた場合は変更契約を行い、変更契約は予定価の範囲内で見積り合わせを行って、変更契約額を決定するということなのですが、変更契約などについて書けるかどうかは、実施機関に確認してみたいと思います。

○岡本委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長、2点目行ってよろしいですか。

○石田委員長 はい、どうぞ。

○岡本委員 2点目は、先ほどの質問と同じなのですが、不可抗力免責・危険負担、26ページの記述です。全く同じ内容ですので、これは後で確認していただいたら結構です。

最後、3点目なのですが、同じ165分の26ページのところで、10番ですね。責任に関する事項の記述があるのですけど、ここは多くの実施要項において、民法上の規定とともに国賠法に関する記述もあるのですが、ここに国賠法に関する記述はありませんよね。これはどうしてなのかなと思いました。理由を教えていただければ結構です。

○杉田企画官 その点についても実施機関に確認して、またお返ししたいと思います。

○岡本委員 よろしくお願ひいたします。

○杉田企画官 ありがとうございます。

○岡本委員 以上です。

○石田委員長 以上。分かりました。ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ある委員。では、中島委員、お願いします。

○中島委員 意見ということになるかと思います。こういうシステム系の業務というのは、地方自治体も含めて、なかなか新しい事業者さんに参入していただくというのが難しい、そういうふうに思われてきているところだと思います。今回のこのシステムについても、かなりほかの事業者さんが参入できるような工夫がなされているということは大変に私としても評価をさせていただきたいと思うのですけれども、過去のこの会議の中でも出てまいりましたけれども、同じような形で新たな事業者さんが入ってきて円滑に進んでいるという成功例というのをぜひまた別の機会に提示をしていただいて、それは多くの地方自治体にとってもとても参考になる案件だと思いますので、共有していくことをお願いしたいと思います。以上です。

○石田委員長 ありがとうございました。機会を見て、新規参入がかなった成功例があれば、ぜひ広く委員の皆様に御紹介いただくということで、いろいろと大変だと思いますが、ありましたらよろしくということでおろしいですかね。

○中島委員 はい、大丈夫です。

○石田委員長 では、そのほかに御意見、御質問のある委員の方、いらっしゃいますか。

よろしいですか。

それでは、これまでとさせていただきます。中島委員からの最後の御発言は、今後、新規参入の例があれば広く御紹介いただくということで、岡本委員からの165分の8ページ、別途精算するについては、もう少し、変更契約を行う等、何らか追記ができるかどうか、担当部局に持って帰っていただくということと、国立のアートライブラリーもそうでしたが、26ページの不可抗力についてもう一度確認いただくということにしたいと思います。

○岡本委員 委員長、もう一点ありました。

○石田委員長 どうぞ、お願ひします。

○岡本委員 国賠法のところの記述です。

○石田委員長 同じ165分の26の。

○岡本委員 26、はい。そこの国賠法の記述がないのはなぜかということで、理由を確認していただければ納得すると思います。

○石田委員長 国賠法の規定がないけれど、その理由も確認するということでよろしくお願ひします。よろしいですか。

○岡本委員 結構です。

○石田委員長 それでは、ほかに御意見、御質問等ございませんか。

では、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項（案）については、今の岡本委員の確認事項について確認の上、監理委員会としては、異存はないということにしたいと思います。

確認の進め方等今後の取扱いについては、私に一任いただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○石田委員長 ありがとうございます。

それでは、議事次第3の「報告」について、御審議をいただきたいと思います。

小委員会Bの1件、「独立行政法人労働者健康安全機構／独立行政法人労働者健康安全機構の『職場のあんぜんサイト』の運用による職場の安全衛生情報の周知・意識啓発業務」について、事務局より説明をお願いいたします。

○杉田企画官 資料4を御覧ください。こちらの報告案件は、実施機関である独立行政法人労働者健康安全機構より、実施時期について延期の申出があったものでございます。

まず、事業の概要ですけれども、事業所における安全衛生対策に必要な情報を分かりやすく発信し、意識啓発を図ることを目的として開発されたウェブサイト「職場のあんぜんサイト」に掲載するコンテンツの作成や公開、当該サイトの保守運用を行うという事業でございます。

この事業は、1者応札が続いており競争性に課題があることから、今年の6月に閣議決定された公共サービス改革基本方針において選定されまして、令和8年度事業から市場化

テストを開始することが予定されておりました。しかし、令和8年度及び9年度においてウェブサイト自体の再構築を行うこととなり、今後2年間は次期ウェブサイトへの橋渡しとなる過渡期のため、新たなウェブサイトの仕様で実施する令和10年度事業から市場化テストを行いたいということでございます。

この背景としては2点ございます。

資料4の2ページ目、1つ目としましては、現行のウェブサイトのOSであるWindows Server 2016が令和9年1月にサポート期限を迎えるため、正常稼働を維持するためには新しいOSへの移行が必要となっているということがございます。

2点目としましては、ウェブサイトの構築から約20年が経過しており使用している技術が古いため、新たなOSに移行した際に正常に稼働しない可能性があるほか、メンテナンス性が低いですとか、ページ構造も複雑でユーザビリティーの面でも課題があるということから、抜本的な仕様の改善が必要であることがございます。今回、ウェブサイトの再構築に伴って運用保守業務の仕様も従来とは大きく異なる見込みで、新たなサイトの全体像が確定して、安定運用の見通しが立つ令和10年度から市場化テストを実施することとしたいということです。

なお、本事業は1者応札を理由に市場化テストに選定されていることから、市場化テストの実施に当たっては、競争性の改善策としまして、契約期間を単年度から複数年度へ変更する、また、現在はコンテンツ作成業務と保守運用業務がありますけれども、コンテンツ作成については別事業者に委託することとして、業務のより平易化を図っていくことを検討しているということです。

本件につきましては、先週10月3日に開催されました入札監理小委員会Bにおきまして、実施機関から報告をいただき、委員会の御了承をいただいたところでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○石田委員長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

石川委員、お願いします。

○石川委員 御報告ありがとうございます。技術的なことで教えていただきたく思うのですが、異論はありません。そのとおりのほうがよいと思うのですけれども、Windows Server、ネットで検索させていただいたところ、もうWindows Server 2025なるものが既に動いているようなので、これを使いたいということかどうかの確認です。要するに、何を伺いたいかというと、マイクロソフト、保守みたいなものは多分期限があるかなと思われましたので、より最新バージョンにアップデートしないと多分耐えられないだろうなと思われましたので、ここで言うところの新しいOSというのは、ちゃんと保守も最新バージョンのものなのかどうかということを教えていただきたいと思いました。私もありそういったものに詳しいわけではないのですけれども、もし分か

れば教えていただきたく思いました。

○吉田事務局長 たまたま私が半導体の分析をずっと国交省でやっていたもので知っているだけなのですけれども。

○石川委員 教えてください。

○吉田事務局長 今先生がおっしゃっているのはサーバーとOSの話なんんですけど、サーバーはWindows Server 2025というのは実際に動いています。ただ、それに載せるOSが、今のWindowsのOSだと、そのサーバー、オーバースペックになっていて、動かないはずです。したがって、使うのは、Windows Server 2025に載る、合っている、新しいOSを使うはずです。

○石川委員 ありがとうございます。その辺りのことを確認したかったということで、ありがとうございます。

○石田委員長 乗せて質問なのですが、今、こちらの資料には、「それまでに新しいOS（Windows Server 2019以降）への移行が求められており」というのは、これは2025と読み替えていいということですか。

○吉田事務局長 OSとサーバーというのは別物で、サーバーの上でOSが動くんです。今もサーバーは新しくなっていて、普通、民間はこのServer 2025で動くOSを使っているのですけれども、この案件はまだ古いOS、プログラミングを使っているので、これを最新のサーバーに合うようなプログラムに移行しないと保守、メンテナンスがもうできなくなるよというような意味なので、いずれにしろ、新しいサーバーに新しいOSを載せるというのがこの事業の趣旨のはずです。

○石田委員長 分かりました。そうすると、今はもうサーバーは2025があるということなので。

○吉田事務局長 あります。

○石田委員長 ここには2019という数字がありますけど。

○吉田事務局長 これが古いものです。

○石田委員長 だから、2025と読み替えていいのですかということです。

○吉田事務局長 そうです。

○石田委員長 では、読み替えていいということですね。今後新しいのに、もし来年2026が出たら2026、新しいものに合うようなOSに替えるということですね。

○吉田事務局長 はい。2026は出ないと思いますが、そうです。

○石田委員長 分かりました。ありがとうございました。

ほかに委員の皆様で御意見、御質問のある方、いらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、これまでとさせていただきます。それでは、小委員会Bの報告について、監理委員会として「異存はない」ということにいたします。

続きまして、議題の4は非公開での審議となります。

(中略)

それでは、以上をもちまして、本日予定しております議題は全て終了しました。これで本日の監理委員会を閉会します。ありがとうございました。

―― 了 ――